コミュニティ・スクール
三鷹の森学園 CS だより
第 23 号
～地域は学校を支え、学校は地域を結ぶ～
http://www.mitaka-schools.jp/mitakanomori/index.html

平成二十五年 十二月
学園長 柳瀬 泰
会 長 石井 章夫
編 集 広報部

ＣＳ（コミュニティ・スクール）と小・中一貫教育

平成 16 年 9 月から、新しい公立学校運営の仕組みとしてコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されました。コミュニティ・スクールは保護者や地域の皆さんの声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となって、より良い学校を作り上げていくことを目指すものです。三鷹市では平成 18 年度から平成 21 年度までにコミュニティ・スクールを基盤とした 9 年間の連続した学びを実現する「小・中一貫教育校」を開園し、中学校区単位に 7 学園あります。三鷹の森学園は第三中学校、第五小学校、高山小学校からなり、平成 21 年度より開設され、6 年目を迎えました。

副学園長　鈴山　尚子

「自分自身に満足していますか？」との問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合が、今年度の「子ども・若者白書」に示されました。

日本(45.8%) 韓国(71.5%) アメリカ(86.0%) イギリス(83.1%)
ドイツ(80.9%) フランス(82.7%) スウェーデン(74.4%)

自分を肯定的に捉えている子どもの割合が諸外国と比べて低いのは、なぜでしょうか。日本の子どもの自己肯定感は、「自分が他者から認められていると思うこと」との関係が高いそうです。

家族や友達、地域の方々のために、自分ができることをする機会は、とても価値があると思います。

「ありがとう」「頼りにしているよ」「助かります」
こんな言葉が行き交う中で、心が健やかに育つことを願っています。

副会長　小山　雅巳

日頃、三鷹の森学園の子どもたちのボランティア活動へのご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

見開きページでもご紹介させていただいていますが、ここ数年その活動の場は増えています。

小学校からの活動の経験を通し今では「ボランティア」は子どもたちにとり、決して特別なことではなくなりつつあります。

引き続き、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2014 三鷹の森　　熟　議　　コミュニティ・スクール委員会

子どもたちがしっかりと学習に取り組むためには、安定した生活リズムや安心できる生活環境が必要です。今年度、三鷹市教育委員会では「家庭でできる学力向上の取り組み」の指針として、**三鷹「学び」のスタンダード（家庭版）**を作成し各家庭に配布いたしました。これを踏まえて、三鷹の森学園コミュニティ・スクール委員会（以下、CS 委員会）では「ゲーム、テレビ、携帯電話の利用ルールを決めましょう」の実践項目に着目し、その具体的な対策について熟議を行ってきました。

現在、多くの子どもが手にしている携帯電話やスマホは、便利なアイテムではありますが、使い方を間違えると様々な弊害が生じるものである、という認識を子ども、保護者、地域社会が共有しておく必要があります。

第１回７月の熟議では、「家庭における利用ルールの作り方」を話し合い「ルール」「マナー」「健全育成」「その他」の４つの視点にまとめました。第２回 11 月の熟議では、CS 委員会からの提言としてどのような対策が必要かを話し合い、携帯電話やスマホを買い与えた場合の利用ルール**【子どもと交わすケータイ・スマホの使用契約書】**としてまとめました。

家庭学習の妨げや、見えないいじめや金銭のトラブルの原因にもなりうる携帯電話やスマホですが、すでに手放せない簡便な道具でもあります。購入時には「所有者は購入した保護者である」ということを子どもに伝えていただくことからスタートし、各ご家庭でも使用時の心得を話し合い、対象年齢に合った「わが家のルールづくり」にご活用ください。

【子どもと交わすケータイ・スマホの使用契約書】

ケータイ・スマホは親から借りているものです。
使用にあたり下記のルールを話し合って決めました。

□パスワードは親に教えます
□インターネットはフィルタリング設定をします
□自分や他人の個人情報（電話番号・メールアドレス・住所など）を親の許可なく教えません
□ダウンロードやネットショッピングは親の許可をもらいます
□人の悪口を書き込んだり送ったりしません
（相手を不快にさせたり誤解されたりしないよう言葉を選びます）
□勝手に他人の写真や動画を撮りません
□ながら（歩きながら ・ 自転車に乗りながら ・ 食事をしながら）ケータイやスマホはしません
□使う時間を決めます－夜の（ ）時以降は使いません
□使う場所を決めます－自分の部屋には持ち込みません
□困ったときはすぐに親に相談します
□約束を守れないときは親に返します

作成日　　年　月　日

私はこのルールを守ります　子どもの名前

私は責任をもって見守ります　保護者の名前

※各校・学園のＨＰから使用契約書形式の書式がダウンロードできます